

熊本県推奨うまい米基準シンボルマーク使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県推奨うまい米基準（以下「県推奨うまい米基準」という。）で使用するシンボルマーク（以下、「マーク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(「くまもとサプライズ」ロゴキャラクター利用規定との関係)

第2条 マークの使用に関しては、平成25年10月3日付けくまもとブランド推進課長と農産課長との確認書に基づき、当該使用管理規程を適用し、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程の手続きは不要とする。

(マークの種類)

第3条 県推奨うまい米基準で使用するマークとして、別表1の県推奨うまい米基準の①S基準を達成したSランクマーク、②A基準を達成したAランクマークの2種類を設ける。

(マークの使用規程)

第4条 県推奨うまい米基準のマークは、別表2の「マーク一覧」の中から使用する。

2 マークの使用は、精米販売される米袋等への表示及び県内の地方公共団体等が行う熊本県推奨うまい米基準の周知・推進のためのポスター、チラシ、広報等に限定し、粳や玄米、加工品、飲料等に表示することはできない。

3 マークについては、県へ届出を行った販売者等が県推奨うまい米基準を達成した県産米に、その取り組みに応じて表示できるマークを届出受理書で指定する。

(使用の許諾)

第5条 マークを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道を目的に使用する場合を除き、あらかじめ熊本県知事（以下「知事」という。）の許可を受けなければならない。

2 県推奨うまい米基準取り組み届出書の提出をもって使用申請とし、知事が交付する届出受理書において販売者番号、マークを指定することで使用許諾とする。

3 第2項以外でマークを使用しようとする者は、別記様式第1号により使用申請書を提出し、知事は、第4条の使用規程に合致すると認めた場合には、別記様式第2号を届出者へ使用許諾書を送付し使用を許諾することができる。

(マークの利用と信頼性の確保)

第6条 マークを使用する際は、届出受理書に記載されている、販売者番号を届出受理書で指定されたマーク内に表示する。

2 取り組み届出者は、品質管理記帳に取組み、届出内容が生産基準及び品質基準に合致しているかどうかを確認して記帳する。

3 知事は、県推奨うまい米基準への取り組みが行われていないと認められる場合は、マークの使用を制限することができる。

(マークの取り扱い)

第7条 使用者は、県が作成したマークの基準に従い、自己責任において自ら印刷、シールの作成等を行い、使用する。

- 2 マークのカラー等の仕様は別紙 1 のとおりとする。
- 3 マークの使用料は、無料とする。

(使用の非独占性等)

第 8 条 知事の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第 9 条 県は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 10 条 県は、マークの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理すること。
- 3 使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(情報の公開)

第 11 条 知事は、マークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(事務)

第 12 条 この規程に関する事務は、熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課が行う。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。

別表1 熊本県推奨うまい米基準

		S ランク ☆☆☆☆☆	A ランク ☆☆☆
生産基準 (栽培方法)	特別栽培米	必須	任意
	種子更新	必須	必須
	地域の耕種基準を順守	必須	必須
品質基準 (玄米)	タンパク質含有率 (水分 15%換算)	6.5%以下	7.0%以下
	検査等級 (農産物検査)	1 等	2 等以上
	篩目(ふるいめ)の大きさ (調整方法)	1.85mm 以上	1.8mm 以上
	水分	14.0~15.0%	14.0~15.0%
品質基準 (精米)	色彩選別	必須	任意

注) 熊本県奨励品種・認定品種を対象とする。

タンパク質含有率の測定については、測定機器の毎年点検を行うなど、精度の維持に努める。
また、値については、玄米水分を 15.0%に換算した時の値とする。

別表2 マーク一覧

マークのデザイン	マークの表示方法																												
<p>S ランク (☆☆☆☆☆)</p>  <p>みほん</p>  <p>みほん</p>	<p>①熊本県推奨うまい米基準の S 基準を達成した精米商品の米袋等に表示すること。</p> <p>②①の米袋等には、農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、化学合成農薬と化学肥料の双方を慣行レベルと比べて50%以上減らして栽培された農産物であることを表示すること。</p> <p>③特別栽培米を生産する生産者がグリーン農業生産宣言をしている場合(但し②の表示の栽培責任者の部分にグリーン農業宣言番号を表記すること)には、マーク内にグリーン農業の表示マーク(特別栽培農産物)を記載することができる。</p> <table border="1" data-bbox="627 855 1042 1346"> <thead> <tr> <th colspan="2">農林水産省新ガイドラインによる表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">特別栽培米</td> </tr> <tr> <td colspan="2">節減対象農薬：○○地域比○割減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学肥料(窒素分)：○○地域比○割減</td> </tr> <tr> <td>栽培責任者</td> <td>○○○○</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>○○県○○町△△△</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>Tel. □□-□□-□□</td> </tr> <tr> <td>確認責任者</td> <td>△△△△</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>○○県○○町◇◇◇</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>Tel. □□-□□-▽▽</td> </tr> <tr> <td>精米確認者</td> <td>◇◇◇◇</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>△△県△△町▽▽▽</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>Tel. ○○-○○-□□</td> </tr> <tr> <td colspan="2">節減対象農薬の使用状況^注</td> </tr> </tbody> </table> <p>栽培責任者の記載にグリーン農業宣言番号を記載すること</p>	農林水産省新ガイドラインによる表示		特別栽培米		節減対象農薬：○○地域比○割減		化学肥料(窒素分)：○○地域比○割減		栽培責任者	○○○○	住所	○○県○○町△△△	連絡先	Tel. □□-□□-□□	確認責任者	△△△△	住所	○○県○○町◇◇◇	連絡先	Tel. □□-□□-▽▽	精米確認者	◇◇◇◇	住所	△△県△△町▽▽▽	連絡先	Tel. ○○-○○-□□	節減対象農薬の使用状況 ^注	
農林水産省新ガイドラインによる表示																													
特別栽培米																													
節減対象農薬：○○地域比○割減																													
化学肥料(窒素分)：○○地域比○割減																													
栽培責任者	○○○○																												
住所	○○県○○町△△△																												
連絡先	Tel. □□-□□-□□																												
確認責任者	△△△△																												
住所	○○県○○町◇◇◇																												
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽																												
精米確認者	◇◇◇◇																												
住所	△△県△△町▽▽▽																												
連絡先	Tel. ○○-○○-□□																												
節減対象農薬の使用状況 ^注																													
<p>A ランク (☆☆☆)</p>  <p>みほん</p>	<p>①熊本県推奨うまい米基準の A 基準を達成した精米商品の米袋等に表示すること。</p>																												

(別紙1) マークの仕様

- ・米袋にマークを直接印刷又は貼付するシールを印刷する場合、マークの大きさは縦の長さを 60 ミリ~120 ミリの範囲とし、縦横の比率は変えないこととする。
- ・S ランク (☆☆☆☆) マークについては、金ホイル紙 (つやあり) 及びカラーで使用する事。
- ・A ランク (☆☆☆) マークについては、通常のみラーコート紙及びカラーで使用する事。
- ・届出受理書に記載されている販売者番号を必ずマーク内に記載すること。

